

第115回米子市農業委員会農地部会議事録 (概要)

招集年月日 平成26年10月7日(火)

招集場所 米子市役所 第402会議室

開 会 午後1時30分

出席委員 1番 小林 秀美委員 2番 山中 春夫委員 3番 三島 通政委員 4番 赤木 勇夫委員  
5番 井田 律子委員 6番 中本 公平委員 7番 吉澤 一誠委員 8番 安田 浩委員  
9番 足立 寛隆委員 12番 松林 貢委員 13番 安田 浩史委員 14番 高橋 敦美委員  
15番 森中 喜輝委員 16番 矢倉 篤實委員 17番 大太 年廣委員(部会長)

欠席委員 10番 遠藤 泰三委員 11番 池口 稔委員

事務局 高西会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 宅和主幹 山本主任 長谷川主任

説明のため出席した者 経済部農林課 八幡課長 長尾主幹  
鳥取県農業農村担い手育成機構 天満課長 角田推進員

- 日 程
- 1 農地法各条申請地現地調査
  - 2 部会長あいさつ
  - 3 議事録署名委員の指名
  - 4 議事
    - (1) 農地法各条申請審議等
      - ア 第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
      - イ 第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
      - ウ 第25号 米子市農用地利用集積計画の決定について
      - エ 第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

## 5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地現地調査)

議長 (大太委員)

今日のご苦勞様でした。現地調査に引き続き115回農地部会を開催したいと思います。よろしくお願ひします。

日程に従って進行させていただきますので、よろしくお願ひします。まず現地調査が終了しました。次、部会長挨拶ですが、改めて今日のご苦勞様でした。まだまだこれからも慎重審議でよろしくお願ひします。最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (大太委員)

それでは、議席番号5番の井田律子委員と議席番号6番の中本公平委員にお願いしたいと思います。また本日の欠席ですが10番遠藤委員、11番池口委員です。それでは日程4の審議に入ります。初めに、3ページの議案第23号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可した

いので議決を求めます。4ページ、番号27の富益町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号27の富益町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は64aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくご願ひいたします

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

9番（足立委員）

番号27番ですが譲受人が、規模拡大のため売買で農地427㎡を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくご願ひいたします。

議長（大太委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号28の富益町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号28の富益町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は、先ほどの議案番号27の64aとたして101aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくご願ひいたします

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

9番（足立委員）

譲受人が、規模拡大のため売買で農地3706㎡を取得しようとするものです。譲受人は、一生懸命で規模拡大、拡大で頑張っておられます。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございました。ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして5ページ、番号29の彦名町ほかについて、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号29の彦名町ほかについて説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、父である譲渡人が高齢のため、息子にあたる譲受人に農地を贈与しようとするものです。取得後の経営面積は60aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

9番（足立委員）

現地が、富益が多くありましたので、私の方で説明します。お父さんが、高齢のために、息子に譲るということであります。面積は6,031㎡、全部渡されることとなります。もう、お父さんも高齢で、体調不良でもたもたしていますし、長男さんも勤めですが、もうすぐ定年ということもありまして、奥さんと二人で畑の方をしておられます。張り切ってやっておられます。よろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございました。ご意見、ご質問等がございますか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号30の富益町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号30の富益町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、申請地が自分の畑の近くにあり、便利がよいことから、農地を売買によって取得しようとするものです。取得後の経営面積は66aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

9番（足立委員）

自分の畑が隣にありまして、まったく隣でありまして、その隣が富益新田ですけれども、真ん中に4m道路がついています。その隣で、今買おうとしているところは、その道がついているところです。譲受人のところは、今まで全く道便利が悪いため、回って米川の方から畑に行っていたのですが、これではいけないので買わないといけないということで、かなり、お願いしたいとのことでした。ということで道便利もいいので、そのまま買って同じように耕していくということでやっております。

議長（大太委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号31の今在家について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号31の今在家について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人が県外にいるため、親戚にあたる譲受人が贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は52aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

15番（森中委員）

譲渡人が前に相続で得た土地です。年を取ってから今在家の方に帰って、家を建ててという考え方で貰われたようです。しかし、もうこちらには帰ってこないということで、それまでは譲受人が耕作をしておられまして、その人に贈与として渡すということで、今回の申請に至ったものであります。よろしく願いします。

議長（大太委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思えます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして6ページ、番号32の淀江町中間について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号32の淀江町中間について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人が高齢のため、息子にあたる譲受人に農地を贈与しようとするものです。取得後の経営面積は、192aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

4番（赤木委員）

32番について報告します。譲渡人が、高齢のため、息子にあたる譲受人が農地3753㎡を贈与により取得しようとするものです。許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくお願いします。譲受人は支障があって農業が出来ない状況であります。

議長（大太委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号33の淀江町佐陀について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号33の淀江町佐陀について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は793aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

4番（赤木委員）

33番について報告します。譲受人が、規模拡大のため売買で農地1070㎡を取得しようとするものです。許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくお願いします

議長（大太委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、7ページの議案第24号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ、番号26の尾高について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番（中本委員）

26番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は現地調査の4番目に行きましたところで、大高のAコープの近くで、尾高の田と畑で転用面積は1789㎡です。

申請人は、地域に密着した医療・介護サービスを提供することを目的とし、米子医療生活協同組合の大高診療所、デイサービス施設と一体的に運用ができることから、申請地に医療・介護付きの高齢者住宅の建設を計画したものです。

隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。高速道路の出入り口から300メートル以内にある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。

また、伯仙地区は都市計画区域外であり、開発許可がいないことも確認しています。

転用について、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただいま番号26について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

議長（大太委員）

ないようですので、採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、9ページ、番号27の夜見町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

8番（安田浩委員）



27番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、夜見町の畑で面積は781㎡です。

申請人は売電収入を見込んで、親族が所有している申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。

また、太陽光発電施設は建築物には当たらないため、開発許可や調整区域の建築許可はいらぬことを確認しています。

転用について、問題はないと思われますのでよろしくお願ひします。

議長（大太委員）

ただいま番号27について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませぬか。

15番（森中委員）

これは1047㎡のうちの781㎡ということですけど、残地の利用はどうなっていますか。どうされるのですか。

事務局（長谷川主任）

残地につきましては、一部農業用の倉庫が建っておりますので、そこを抜かすと面積としては残らないので作付け等は行わぬいということを確認しております。

高西会長

ということは地目変更していないということですか。

事務局（長谷川主任）

建物が建っているところが、筆の中の一部でございませぬので、特に地目変更登記はしておりませぬ。

議長（大太委員）

採決したいと思いますが、異議のない方は挙手お願ひします。全員挙手ということでございませぬので異議なしと認めて許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きましては、番号28番の彦名町について地元委員さん説明お願ひします。

8番（安田浩委員）

28番の議案について説明します。

申請地は、彦名町の畑で面積は239㎡です。申請人は家族5人で近くの借家で生活していますが、子どもたちが大きくなり、手狭になってきたため、申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。

また、市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条12号に該当する見込みがある事を確認しています。

転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（大太委員）

ただいま番号28について地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願ひいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、適当である旨の意見を付すことといたします

続きまして、番号29の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願ひいたします。

4番（赤木委員）

29番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は現地調査の1番目に行きましたところで、淀江町佐陀の田で面積は1323㎡です。

申請人は、申請地周辺の自動車の交通量および人口数から収益があると見込んで、申請地にコンビニエンスストアの建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。

水道管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、500メートル以内に2か所以上の病院がある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。

また申請地は非線引き都市計画区域であり、開発許可はいらぬことを確認しています。

転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（大太委員）

ただいま番号29について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思えます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号30の淀江町淀江について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

#### 4番（赤木委員）

30番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は現地調査の3番目に行きましたところで、淀江町淀江の田で面積は1575㎡です。

申請人は、近くに保育園や公民館などもあり、宅地としての環境に恵まれていることから、申請地に建売分譲住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意もあります。

申請地周辺の農地は水はけが悪く、そのため、地下に排水管を通して改善を図っています。申請地の地下にも排水管が通っていますが、宅地造成の際につぶれてしまって他の農地が困らないように、隣地との境界に沿って、申請者が新しく排水管を通すための工事を行う予定になっており、隣接耕作者の同意もあります。

なお、申請地は500メートル以内に淀江駅がある農地であるため、第2種農地に該当すると思われれます。

また申請地は非線引き都市計画区域であり、開発許可はらないことを確認しています。

転用について問題はないと思われれますので、よろしく申し上げます。

#### 議長（大太委員）

ただいま番号30について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

#### 15番（森中委員）

例えば、進入路が建築基準と照らし合わせた時に、ここで良いという許可が得られるかという確認はしてありますか。

#### 事務局（長谷川主任）

失礼します。建築確認申請につきましては、正しくは建築指導課が主管としておりまして、関係課ということで稟議を回らせていただいております。担当係の回答としては、道路の状況によるということで回答はいただいておりますが、既存の既にある道路をさらに同じ広さで伸ばすという計画ですので、許可の見込みはあると思えます。既に道路があるところに更に進入路を作

りますので、同じ広さで今ある道路にするので問題ないと思います。

議長（大太委員）

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

議長（大太委員）

続きまして、番号31の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（赤木委員）

31番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は現地調査の2番目に行きましたところで、淀江町佐陀の畑で面積は266㎡です。

申請人は、妻の実家で生活していますが、子どもも大きくなってきたことから、実家の近くである申請地に住宅の建築を計画したものです。

隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。

水道管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、500メートル以内に2か所以上の病院がある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。

また、申請地は非線引き都市計画区域であり、開発許可はいらぬことを確認しています。

転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます

議長（大太委員）

ただいま番号31について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号32の葭津について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番（矢倉委員）

32番の議案について説明します。

申請地は、葭津の畑で面積は305㎡です。

申請人は、夫婦で市内の借家で生活していますが、将来的な事を考えて、実家の隣の申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。

また、市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条11号に該当する見込みがある事を確認しています。

転用について問題はないと思われますのでよろしくお願いいたします。

議長（大太委員）

番号32について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、11ページ、議案第25号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。今月は利用権設定が13件、所有権移転が1件ございます。

そういたしますと、利用権設定各筆明細について14ページ番号10-1から、16ページ番号10-13までを一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

失礼いたします。利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、9筆 12,047㎡、畑に関するものが、17筆 21,714㎡、ございます。

番号10-1は、再設定でございます。

番号10-2から番号10-3は、鳥取県農業農村担い手育成機構が、農地中間管理事業により、農地を貸付けることを目的に農地の中間管理権を取得するものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号 10-4 から番号 10-5 までは、再設定でございます。

番号 10-6 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、242 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 10-7 から番号 10-8 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、194 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 10-10 から番号 10-13 までは、再設定でございます。

以上です。

議長（大太委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定といたします。

次に 18 ページ、所有権移転各筆明細について審議をいたします。

番号 10-1 について事務局から説明してください。

事務局（大許事務局長補佐）

番号 10-1 を説明します。これは鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業の特例事業として買い入れた土地を、売渡すものです。この土地は、平成 26 年 8 月の議案で鳥取県農業農村担い手育成機構が買入れたものです。

買入後の経営面積は、175 a となっております。以上です。

議長（大太委員）

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定といたします。

次に、19 ページの議案第 26 号をお願いいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、別紙、農用地利用

配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。20 ページ、番号1 から 21 ページ番号6 について説明してください。

農林課（八幡課長）

お忙しいところ、またお疲れのところ申し訳ありません。農林課の八幡と申します。皆様方には、8月22日に総会で基本構想の見直しということで、大変不手際があり、申し訳ありませんでした。改めましてその説明につきましては、日程調整をしたいと思えます。本日は、先ほど部会長の方からお話いただきましたけれども、農地中間管理事業、これが初めて農用地利用配分計画を市の方が作ったんですが、今後それを機構さんにその計画を出し、最終的に鳥取県において告示または確定となります。それにつきまして、改めて追加で資料を作らせていただきまして、皆様もご案内をご存知だと思いますが機構から上場理事長が来られて説明された事があると思えますが、改めて若干流れについて説明して、本日の議案の中身については、また事務局から説明していきたいと思えます。

機構に農地を借りる場合の流れ、概要として資料を作っております。これは農地中間管理事業を実際に出し手、または借り手で、ここの部分では借り手側にいかに農地を利用権設定するかという流れの概要ということです。

農地中間管理事業につきましては、あくまでも借りたいという担い手のリストを公表しないといけません。要は手をあげた人に対して農地を貸しますよという流れになっております。最初の方に①で募集を書いておりますが、これは米子市内で法人、個人を含めまして66名、面積は地区ごとがございますので単純にどの地区でなんぼという事ではなくて、例えば2つの地区でどれくらいの面積という出し方をしてもらっております。ですから若干実際の数字とか要望されている数字と違う部分がありますが、面積としては約360haの要望が出ております。現在その分も機構さんの方で改めて追加要望とされておりますので、先ほど言いました66名プラス4、5名がおられると聞いております。これにつきましては8月に公表をされておりますので、機構様のホームページを見れば公表されているという状況です。

次に借り手に対して、どういう形で農地を利用権設定していくかということになりますけれども、あくまでも農地につきまして出し手に出す時に、要は担い手に出す時に貸付先の基本的な考え方やルールがあります。これは機構さんが作られました、鳥取県農業農村担い手育成機構農地中間管理事業規定というのがありまして、そこに明文化されるというような状況でございます。新規就農者に貸すとか、今までの旧の担い手さんの事業をされている方を優先するとか、色んな条件または順位付けというのが

されております。最終的には、その出し手、出ている土地と担い手にマッチングをしないといけないという状況になりますけれども、そのマッチングが終了しましたら⑤ですけれども、米子市が農地利用配分計画案を作成するということになっております。本日、議案としてあげさせていただいているのが、ここの部分になります。ここの部分につきまして、今後農業委員の皆様方の意見聴取をして、最終的に計画案を下の方に書いていますが、市町村と書いてあって農業委員の意見聴取と書いてありますけれども、本日はその部分になります。ここの部分で農業委員会の意見聴取をして、最終的にこの案を農地中間管理機構、担い手機構に農用地利用配分計画案ということで提出して、機構様が農用地利用配分計画の決定をされるということになります。その後、農用地利用配分計画を決定されたら、次に都道府県知事に矢印が来ておりますが、その下の方では5と書いてありますが、これが鳥取県がするところで、農用地利用配分計画の認可及び告示となっておりますけれども、上の方で見ると⑦と⑧となります。最終的に、本日、米子市が作りました農用地利用配分計画案に対して農業委員会の意見をいただき、それを機構さんの方に案として提出、それで機構さんが案を計画として認められて、県の方に申請するということになります。県の方はその計画を認可することと最終的に県が告示をすることにより、権利が移動するという状況になります。今まで利用権設定等では市が農用地利用計画を出しまして、農業委員会の皆様のご意見を伺って米子市が告示をする時点で権利移転ということになりましたけれども、農地中間管理事業につきましては、本日以降、機構さんと県、市と機構さんのやり取りが行われる状況になります。最終的に県が認可をしましたら下の方に矢印で書いてありますけれども農業委員会通知、要は決定しましたよという通知が農業委員会の方にきますので、そこで初めて農地台帳、農家台帳の方に正式に記載されるという状況になります。詳細については後ほど事務局からも説明してもらいますが、例えば20ページを見ていただければと思いますが、整理番号1というところで真ん中のところに設定する権利というのがございます。そこに契約期間というのがございますが、これが開始年月日が平成26年12月1日とすごく先だなという部分がございますが、ついてはこの案を機構さんに案として出して、機構さんがその計画を認められて、県に協議されて県が告示をされるということで、その辺については県と協議をし、現時点で12月1日に告示をするという予定と聞いておりますので、この計画の案でも開始年月日につきましては、26年12月1日としております。

今回の農地の出し手側についてですが、例えば集落単位での聞き取りだったりとか、アンケートを採ったりといったことがまだ事務的に進んでいないということがございまして、今回の案件につきましては、基本構想が見直しになりましたけれども、その中で旧の農地保有合理化事業によりまして機構さんが農地の貸し借りをしておられました。その部分が保有合理化事業の期



限が切れて、現在は利用権設定が制度上何もされていない状態が続いておりますので、改めて今回は農地中間管理事業に載せる為に、今まで旧でやっていた事業を借りはがすということは出来ませんので、出し手側、借り手側が了承されている、要は10年間出してもいいですよ、または10年間借りてもいいですよ、という流れの中で農地中間管理事業に載せてもいいよという同意を双方にいただいた上で、今回は提出をさせていただいているということでございます。

今回の配分案の前の利用権設定の農用地利用集積計画決定のところにも挙げておりますけれども14ページですが最初の10-2、3、4については利用権を設定する人、要は出し手が利用権を設定するものが、農地の中間管理権を取得する為に利用権設定という手続きを利用して、最終的に中間管理権を取得されている機構さんが、誰に貸せるかという案を米子市が作って、今回、借り手側が誰々ですよという形で計画を出すものでございます。今後は整い次第、順次こういう形で農地中間管理事業という形で別の案件ということで挙げさせていただくということになりますので、若干前の制度と違うところがございまして、利用権設定するのに時間が掛かる部分がございますので、その辺についてご理解いただきたいと考えておりますので、今回の内容については、事務局の方で進めていきたいと思っております。

事務局（大許事務局長補佐）

失礼します。今月の20ページから21ページにかけて6つの農用地利用配分計画案が出ております。この内容につきまして一つずつ説明したいと思います。

番号1の選定理由は新規就農者で借人の経営面積は93a、番号2の選定理由は規模拡大で借人の経営面積は302a、番号3の選定理由は新規就農者で経営面積は165a、番号4の選定理由は新規就農者で借人の経営面積は117a、番号5の選定理由は規模拡大で借人の経営面積は977a、番号6の選定理由は規模拡大で借人の経営面積は984aとなっております。

以上、個々の説明でございます。

議長（大太委員）

今、新しい項目での審議事項ではありますが、事務局から番号1から番号6について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

15番（森中委員）

10年が基準になるということですが、10年間で受けるものが途中で辞めるといった場合は、機構が受けて管理するのでしょうか。

か。

農林課（八幡課長）

先ほどもいいましたように、まず利用権設定のところで機構さんが中間管理権というものを取得されます。これが基本的に10年以上の耕作者から耕作する権利をまず取得されます。その間は極端に言うとAさんという人に、事業で借りるようにしていた10年間、または途中で辞めたいとか色んなことがあって戻りたいという場合には、次に機構さんは中間管理権を機構さんは持っていますので、次に作られるBさんだったりCさんだったりという方を探して、その人に貸すと。次に出し手側は、要は土地を出す人は誰に貸すという条件は付けられませんので、あくまでも機構さんが中間管理権を持った時点で、その10年間については機構さんは誰かを探していかないと管理費が掛かってしまうという状況になります。

15番（森中委員）

次の借り手が見つかるまでは機構はずっと管理する訳ですか。

農林課（八幡課長）

ずっとは管理出来ませんので、最大3年までだったと思います。出来るだけ早くだと思いますが3年間、誰もいないとなれば、多分機構さんは管理権を返すと思います。中間管理権を持って機構が管理をするということです。基本的に誰も借りないようなところは申し訳ないですけど多分事業にはのらないと思います。

議長（大太委員）

他にありませんか。そういたしますと、事務局が説明した20ページの番号1から21ページの番号6について、採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、適当とであると回答いたします。

審議事項は以上でございます。それでは、日程5の報告事項に移ります。

続きまして、22ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号15から番号16の2件を受理しております。

続きまして、23ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号23から番号25の3件を受理しております。

続きまして、24ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について番号19から番号21の3件を受理しています。

続きまして、25ページ、(4)非農地現況証明について、番号15から番号19の5件を証明しています。

続きまして、26ページ(5)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、1件を鳥取地方法務局米子支局に回答しております。

続きまして、27ページ、(6)農地転用現況確認書交付について、番号37から番号44の8件を交付しています。

以上で報告事項の第6項まで終わりました。

続きまして第7項、県農業会議 会議員の事務報告を会長からお願いします。

高西会長

(県農業会議 会議員の事務報告)

議長(大太委員)

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局(大許事務局長補佐)

(事務報告)

議長(大太委員)

今日は慎重審議有難うございました。

これを持ちまして、第115回農地部会を終了します。ご苦労様でした。

閉 会 午後4時36分